

付 議 第 6 号

高知県文化財保護審議会委員の解任議案

高知県文化財保護条例（昭和 36 年条例第 1 号）第 45 条第 3 項の規定に基づき任命している別紙高知県文化財保護審議会委員を解任することについて、議決を求めます。

高知県文化財保護条例

第 45 条第 3 項 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(10) 法令又は条例に基づく附属機関の委員を任命し、又は解任すること。

高知県文化財保護審議会委員名簿

審議会の名称	根拠法令条例規則等	任 期
高知県文化財保護審議会	高知県文化財保護条例 (昭和36年高知県条例第1号) 第45条第3項	自 令和2年5月1日 至 令和4年4月30日
氏 名	専門分野	備 考
上田 堯世	建造物	平成8年5月1日～
三浦 要一	建造物	平成20年5月1日～
溝渕 博彦	建造物	平成23年10月1日～
森本 忠彦	美術工芸 (絵画)	平成12年5月1日～
鍵岡 正謹	美術工芸 (絵画)	平成14年5月1日～
西邨 滋	美術工芸 (陶磁器)	平成12年5月1日～
石川 充宏	美術工芸 (彫刻)	平成12年5月1日～
地引 葆	美術工芸 (刀剣)	令和3年4月1日～
井出 幸男	無形・民俗 文化財	平成20年5月1日～
梅野 光興	無形・民俗 文化財	平成26年5月1日～
佐藤 恵里	無形・民俗 文化財	平成30年5月1日～
岡本 桂典	史跡・埋蔵文化財・彫刻	平成16年5月1日～
森田 尚宏	史跡	令和2年5月1日～
渡部 淳	近世史	平成18年5月1日～
町田 吉彦	天然記念物 (動物)	平成4年5月1日～
平岡 英一	天然記念物 (動物)	平成12年5月1日～
鴻上 泰	天然記念物 (植物)	平成20年5月1日～
中山 紘一	天然記念物 (昆虫)	昭和59年4月1日～
岩井 雅夫	天然記念物 (地質)	令和2年9月1日～

○高知県文化財保護条例 抜粋

(昭和 36 年 1 月 10 日条例第 1 号)

第 8 章 高知県文化財保護審議会

全部改正〔昭和 50 年条例 37 号〕、一部改正〔平成 12 年条例 62 号〕

(設置)

第 43 条 法第 190 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会に高知県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

全部改正〔昭和 50 年条例 37 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 42 号〕

(任務)

第 44 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

全部改正〔昭和 50 年条例 37 号〕

(組織)

第 45 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

全部改正〔昭和 50 年条例 37 号〕

(任期)

第 46 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

全部改正〔昭和 50 年条例 37 号〕

(会長及び副会長)

第 47 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

全部改正〔昭和50年条例37号〕

(会議)

第48条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

全部改正〔昭和50年条例37号〕

(部会)

第49条 審議会に、委員会規則の定めるところにより、部会を置くことができる。

全部改正〔昭和50年条例37号〕

(雑則)

第50条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

全部改正〔昭和50年条例37号〕

○文化財保護法 抜粋

(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)

(地方文化財保護審議会)

第九十条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。